

医学物理学副専攻に関する覚書（抜粋）

施行 2007年8月1日

改正 2024年4月1日

順天堂大学大学院医学研究科と立教大学大学院理学研究科は、2007年8月1日付け「順天堂大学と立教大学との間における研究教育協力に関する協定書」に基づき、両研究科間における研究教育協力に関する事項のうちの医学物理学副専攻に関して、次のとおり覚書を取り交わす。

- 1 立教大学大学院理学研究科は、医学物理学副専攻を設け、医学物理士に必要な基礎物理の知識を修得した学生を育成する。
- 2 立教大学大学院理学研究科は、当副専攻において所定の要件を満たし認定試験を合格した大学院学生を、順天堂大学大学院医学研究科放射線治療学（放射線腫瘍学・医学物理学）に推薦する。
- 3 順天堂大学大学院医学研究科は、立教大学大学院理学研究科から推薦された者について所定の審査を行い、合格と判定した場合には、順天堂大学大学院医学研究科放射線治療学（放射線腫瘍学・医学物理学）への入学を許可する。
- 4 順天堂大学大学院医学研究科は、立教大学大学院理学研究科からの入学者を、医学物理士として養成する。
- 5 この覚書に定めない事項が生じた場合又はこの覚書の解釈に疑義を生じた場合には、必要に応じてその都度、両研究科が協議の上、決定する。
- 6 この覚書は2024年4月1日から適用とし、同日をもって、2017年4月1日に取り交わした「医学物理学副専攻に関する覚書」は失効とする。